

## 相談例 （建設業取引適正化センターにはこのような相談が持ち込まれています。）

債権額が  
確定してい  
るのに不  
払い

1次下請で内装工事を施工し、完了したので工事代金を請求したところ、請負契約書では請求後50日以内に支払う契約であるにもかかわらず、全体工事が完了するまで支払いを保留にされている。

一方的な減  
額要請や  
赤伝処理  
等

機械器具の据付工事を2次下請で据付重量800トンの説明を受けて作業員を配置して施工したところ、工事完了後3ヶ月経ってから実際の据付重量が700トンだったので、当初金額から減額清算する旨、一方的に通知された。

契約内容  
の不明確  
(口頭約  
束)が原因  
の不払い

電話配線工事を全体概要と金額概要のみの提示で口頭により人工単価契約の3次下請で施工した。施工途中に関連工事の追加工事があった。追加工事の施工中に請負金額が提示された際、追加分が別途ある旨担当者に伝えてあったが、当初の提示額で支払済みとされ追加分の請求が認めて貰えない。

施工不良  
(出来栄)  
を理由にし  
た不払い

修繕に伴う塗装工事を1次下請で施工していたところ、出来高90%程度の段階で施工ミスを指摘されたので手直しのための段取りをはじめたところ、現場から外され、契約解除の通告を受け、出来高分の支払いを保留にされている。

追加・手直  
し工事に伴  
う争い

個人住宅の防犯カメラ設置工事を2次下請で元請の指示通り施工したが、施主からの依頼で手直し工事が発生し、その費用を一方的に負担させられようとしている。

相手方が倒  
産・失踪してし  
まった

未払いの工事代金を請求するため、元請に連絡をしたが、連絡が取れない。

センター東京  
03-3239-5095

連絡先

センター大阪  
06-6767-3939